

平成23年第1回竜王町議会定例会（第2号）

平成23年3月8日

午後1時00分開議

於 議 場

**1 議 事 日 程（2日目）**

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | 議第 4号 | 竜王町公共施設維持管理基金条例                             |
| 日程第 2 | 議第 5号 | 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例                       |
| 日程第 3 | 議第 6号 | 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 4 | 議第 7号 | 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例     |
| 日程第 5 | 議第 8号 | 竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議第 9号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第 7 | 議第10号 | 竜王町教育厚生施設等整備基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 8 | 議第11号 | 竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第 9 | 議第12号 | 竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第10 | 議第13号 | 竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第11 | 議第14号 | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第12 | 議第15号 | 竜王町農村公園の設置および管理に関する条例を廃止する条例                |
| 日程第13 | 議第16号 | 竜王町企業誘致特別措置に関する条例を廃止する条例                    |
| 日程第14 | 議第17号 | 竜王町産業振興条例を廃止する条例                            |
| 日程第15 | 議第18号 | 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第16 | 議第19号 | 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第17 | 議第20号 | 平成22年度竜王町一般会計補正予算（第5号）                      |
| 日程第18 | 議第21号 | 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）        |
| 日程第19 | 議第22号 | 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）        |
| 日程第20 | 議第23号 | 平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）                 |

日程第 2 1	議第 2 4 号	平成 2 2 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議第 2 5 号	平成 2 2 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議第 2 6 号	平成 2 2 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議第 2 7 号	平成 2 3 年度竜王町一般会計予算
日程第 2 5	議第 2 8 号	平成 2 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定） 予算
日程第 2 6	議第 2 9 号	平成 2 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定） 予算
日程第 2 7	議第 3 0 号	平成 2 3 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
日程第 2 8	議第 3 1 号	平成 2 3 年度竜王町下水道事業特別会計予算
日程第 2 9	議第 3 2 号	平成 2 3 年度竜王町介護保険特別会計予算
日程第 3 0	議第 3 3 号	平成 2 3 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 1	議第 3 4 号	平成 2 3 年度竜王町水道事業会計予算
日程第 3 2	請第 1 号	「所得税法第 5 6 条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求める請願書

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岡谷ふさ子	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	川部治夫	住民福祉主監兼 健康推進課長	山添登代一
産業建設主監	小西久次	総務課長	松瀬徳之助
政策推進課長	杼木栄司	生活安全課長	若井政彦
住民税務課長	田中秀樹	福祉課長	吉田淳子
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人	建設水道課長	村井耕一
教育次長兼 生涯学習課長	赤佐九彦	学務課長	富長宗生

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	福山忠雄	書記	臼井由美子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議第 4号 竜王町公共施設維持管理基金条例**

○議長（寺島健一） 日程第1 議第4号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第1 議第4号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 議第 5号 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例**

○議長（寺島健一） 日程第2 議第5号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） よろしく申し上げます。議第5号ですが、竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例で、3点ほど質問をします。

まず初めですが、竜王町産業振興条例にかかる特別措置に関する条例は、中身を見ますと、現在の竜王町産業振興条例を改正したもので、条例の名称に「振興条例」とつくると基本条例的なニュアンスが強くなるということから、条例の名称も「特別措置に関するもの」というふうに明確にされていると、このような説明を受けているところであります。したがって、対象地域や対象者、奨励や措置や要件は見直してありますけれども、目的は全く同じだということも説明をされているところでは。

このような認識を私は持っているのですが、それでよいのかどうかということ  
をまずお伺いしたいのと、この条例を制定されることに関連して廃止される条例  
は何なのかと、これについてもお答えをいただきたいと思います。

次に、条例の中身でありますけれども、「奨励金の交付申請」というのがあり  
ます。新規に竜王町に工場を建てようとする人が、竜王町の条例を十分調べて来  
られるというところばかりとは限らないと思うのです。第5条で、「申請しなけ  
れば交付されない」というふうにされているわけですが、申請するについ  
ての情報提供はどのようにされるのかをお伺いします。

つまり、進出企業は進出にあたって、例えば企業誘致推進室に相談をされると  
か声をかけられるとか、そういうことがあると思うのですけれども、その段階で  
「竜王町にはこういう条例がありますよ」というふうに説明をされるのかどうか、  
その辺についてお伺いをしたいと思います。

次に、第10条の1と4についての詳細を説明していただきたいと思います。  
また、奨励金の要件を欠く場合、雇用は対象外になっているような感じなんです  
けれども、その中に「全部または一部の返還」という規定がありますけれども、  
どういう場合は全部で、どういう場合は一部なのか。そこに書かれている投資額  
というのは、用地取得とか補償補てんとか賠償金は除くとありますけれども、そ  
うしたら何が投資額になるのかについて、お伺いをします。

例えば、土地は入りませんでしたから、1億円ぐらいの建物を建てたと。それ  
で奨励措置を受けることになった法人が、2年経って5人いた従業員のうち1人  
が年度途中で辞めたと。こういうふうになりますと、奨励金の交付要件を欠くこ  
とになるわけですが、こういう時には返還を求められるのか、この辺につ  
いてお伺いをしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

**○議長（寺島健一）** 小西産業建設主監。

**○産業建設主監（小西久次）** 若井議員さんから5点ほどご質問いただきましたけれ  
ども、お答えをいたしたいと思います。

第1点目の竜王町産業振興条例にかかる特別措置に関する条例と現在の目的が  
同一であるではないかというご質問でございますけれども、基本的に産業の高度  
化と活性化、それから雇用機会の拡大、経済の発展、町民福祉の向上を図るとい  
う目的では同一でございます。しかしながら、ご質問にありましたように、産業  
振興条例が基本条例的なものであるという

ことから、今回、「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」を設置させ

ていただいたものでございます。

それから、廃止させていただきます条例でございますけれども、これは「産業振興条例」でございます。

それから、交付申請時におきましてどういうふうなPRをするのかということでございます。特にこの条例に関しますPRにつきましては、当然、進出する事業者につきましては、町に「こういう事業で」ということで企業誘致推進室の方に問い合わせ等も来ます。そのようなところから、「このような条例がある」ということは明確にさせていただきたいというふうに思います。ほとんどの事業者につきましては、恐らく問い合わせがあると思います。なければ、この条例につきましては当然、竜王町のホームページ等にも設置させていただきますので、分かるかなというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。細かい点につきましては産業振興課長の方から、第10条につきましてはご説明申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** 若井議員さんの第10条の部分についての詳細でございます。奨励金の取り消し等でございます。1と4の詳細の分でございます。

1につきましては、「第4条第3項に規定する要件を欠くとき」という形で掲げさせていただいているところでございます。第4条第3項につきましては、事業に対する奨励金の対象となる事業の区分、新設および増設に対する対象要件および奨励金の額については、別表のとおりという形で定めさせていただいているわけでございます。

別表につきましては、工場その他につきましては投資額5,000万円以上で雇用増人員が5人以上、また、商業につきましては1,000万円以上で3人以上の雇用増人員、また、農業につきましては500万円以上で1人以上の雇用増人員という形で決めさせていただいているところでございます。

これらを欠くことになると、10条で決めさせていただきます奨励金の取り消しという形で、固定資産税相当額に対する奨励措置という部分につきまして中止するというように定めさせていただいているところでございます。

また、4の「町長がその他特に不相当と認める場合」につきましては、その都度見る中におきまして、業者としてふさわしくない、また、公害等掲げさせていただいています公害防止協定にかかる適切な措置が講じられていないとかいう部分につきましては、発生した場合につきましては取り消しをさせていただくとい

う形で考えさせていただいておるところでございます。

それと、投資額につきましては、別表のところにも掲げさせていただいているとおりに、事業所等の建設用地の取得、また補償、補填、賠償金については除くという形で掲げさせていただいているところであり、今回のこの分につきましては投資額につきましては、建設費・機械・装置の3つを限定とする中での投資という形で考えさせていただいておりますので、よろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 交付申請に関してですけれども、ほとんどは、竜王町に来ようと思っている人は、自分の方から問い合わせをされるというお話がありましたけれども、「何かいい話はありませんか。ここへ来たら何か特典ありませんか」みたいな形で聞かれるところはいいですけれども、聞かれなかった場合は言わないのかどうか、この辺を確認しておきます。

もう1つは、投資額というのは結局、建設費・機械・装置と言われるわけですから、固定資産税のかかるものというふうに認識していいのかなと思いますが、その辺についてと、それから、先ほど例をあげたのは雇用ですね。例えば5人当初に雇いましたと。5人雇わないといけなくなっているから、5人雇いました。途中で1人辞められました。それなら「もう要件を満たしてないから、お金を返してください」ということになるのか。わりと「町長が不相当と認めるもの」というふうに、非常にあいまいな言い方なんです。それはもちろん規則や何かでしますということになるのかも知れないのですけれども、考え方は一定明確にしておかないと、公害防止の話は出ましたけれども、それだけなのか、もう少し詳しい中身が分かれば、説明してください。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 再度のご質問でございますけれども、企業が進出する時に、問い合わせがなかったら言わないのかということでご質問がございますけれども、企業が進出する時に私どもの方に、町役場の方へ問い合わせ等があるというふうに確信しておりますけれども、当然、町のホームページ等にも掲載をさせていただきますし、企業進出につきましては、実は県の新産業振興課でございますけれども、滋賀県の方で「滋賀の企業進出のしおり」等も発行しておられます。そういうような部分に、先の9月定例会にもお願いしました固定資産税の特例に関する条例等について、竜王町としてはこういうふうな条例があるのだとい

うふうな明確を滋賀県の方にも当然報告もいたしますので、そういうような部分である一定紹介はされるかなど。今までの例でいきますとそういうような例がございましたので、聞かなかつたら言わないのかということではなしに、こちらの方から、そういう部分でのPR等もさせていただきたいなという思いでございます。

もう1点の、正社員として雇用し、5人以上の場合、途中で辞めたらどうなのかということでございますけれども、基本的に5人以上、それが途中で辞められたことが分かりましたら、それはこの条例については適用しないというふうなことにしております。ですから、その辺につきましては当然、把握等についてもこちらとしては努めさせていただきたいと思っておりますし、事業者としても当然それなりに報告もしていただけるかなというふうに思いますので、5人以上、それがなくなった場合については、この条例は適用しないというふうになるということでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第2 議第5号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 3 議第 6号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第3 議第6号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第6号を原案のとおり決することに賛

成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第3 議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 4 議第 7号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第4 議第7号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第4 議第7号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第4 議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 5 議第 8号 竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第5 議第8号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第5 議第8号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第5 議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 6 議第 9号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第6 議第9号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第6 議第9号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 7 議第 10号 竜王町教育厚生施設等整備基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第7 議第10号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 議第10号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第7 議第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 8 議第 11号 竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第8 議第11号を議題として質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第8 議第11号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議第12号 竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第9 議第12号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第9 議第12号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議第13号 竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第10 議第13号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第10 議第13号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、そ

の経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 1 議第 1 4 号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第 1 1 議第 1 4 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第 1 1 議第 1 4 号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 2 議第 1 5 号 竜王町農村公園の設置および管理に関する条例を廃止する条例**

○議長（寺島健一） 日程第 1 2 議第 1 5 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 1 2 議第 1 5 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第 1 2 議第 1 5 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 3 議第 1 6 号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例を廃止する条例**

○議長（寺島健一） 日程第 1 3 議第 1 6 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、若井敏子議員。

○8番（若井敏子） 議第 1 6 号、竜王町企業誘致特別措置に関する条例を廃止する

条例について、質問をします。

まず1点目ですが、先ほども確認をいたしましたけれども、「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」というのが新たにできるのについて、今までありました「竜王町産業振興条例」を廃止するというふうな提案が当初にされております。この「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」をつくるのについて、「竜王町産業振興条例」は廃止するのだと、このような説明がされておりますけれども、議会初日に町長が提案理由の中で、この「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」は、「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」ができたからだと、こういうふうな説明がされておりました。

先ほど何度も確認しましたし、全員協議会でもそのことは確認しているのですが、先ほども、「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」は、「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」を廃止するからつくるものではないと、こういうふうに私自身は認識しているのですけれども、町長の提案説明とは整合性がないなと思っておりますので、町長にその辺につきましてのご所見をお伺いしたいと思います。

私は、この条例を廃止すべきなのかどうかは非常に今迷っているところであります。例えば、補助金適正化法という法律がありまして、地方自治体が国などから補助金をもらったりした場合、その補助金が適正に使われているかということをお断りせず国はチェックするわけですね。その時に、適正に使われていないというふうに判断した場合、補助金を返ささいと言ってくると思うのですけれども、この竜王町企業誘致特別措置に関する条例の中には、補助金適正化法とのよく似た活かし方というか、活用ができるのではないのかなということを考えているのです。

そこで、もちろんこのことについては前もって確認をしておきたいのですが、私はこの条例そのものの制定には当初から一貫して反対をしてきておりますし、総務省の市町村税課のコメントは、「法律の趣旨を逸脱している」というものでしたし、昨年この時期に一般質問をしました時にも、私の指摘を否定して、「法律の趣旨を逸脱しているのではなくて、適正ではないと総務省は判断しているのだ」ということを川部主監がおっしゃいまして、総務省は、「法律の趣旨を逸脱しているから適正ではない」というふうに言っているわけであって、川部主監の私の指摘に対する否定の根拠というのは、全く成立していないというふうに考えているところです。

現在、この条例というのは、地方税法という上位法によって奨励金を交付することはできない状況になっています。けれども、10条にあります「既に交付した奨励金を返還させることができる」という部分、つまり3条の2にありますように、「奨励金の交付申請から10年間、町内で継続した事業活動を確約できる業者でなければ、奨励金を返還させることができる」という条文からしますと、平成21年度の交付分の申請から10年と言えば平成31年までですから、平成31年までこの条例があれば、業者が事業活動をするように拘束することができるというふうに判断をしているところなんですけれども、このことについてのご所見をお伺いしたいと思います。

なお、奨励金の交付というのは、先ほども言いましたけれども、上位法との関係で認められていませんから、平成31年まで竜王町で、たばこ税収で1億円以上になるように売り続けてもらうことだけになると。こちらはその税収をもらうだけのことになるというふうに思っています。

こういうふうに考えてみますと、この条例がなくなれば、それももう消えてしまうことになるけれども、あれば、そういうふうなことで拘束することができるのではないのかなと、こんなふうに思っているところですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 小西産業建設主監。

**○産業建設主監（小西久次）** 若井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

冒頭、町長のごあいさつの中で、「竜王町産業振興条例」と、それから今回廃止いたします「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」についての整合性ということをおっしゃいました。このことにつきましては、議員ご高尚のとおり、平成16年の10月定例会におきまして、この「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」を提案させていただいた時に、当然、竜王町の財政運営の安定を図るべく歳入の確保をするということから、これまで平成15年に制定しました「竜王町産業振興条例」によります工場等の誘致に加えまして、新たに「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」の制定を行ったということで、当時、議員もご理解いただいていると思いますけれども、この「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」の創設によりまして、産業活動の振興と事業経営の安定を図るという目的で制定をさせていただいたというものでございます。

今回、このことにつきましては当然、今現在提案いたしております「竜王町産業振興条例」ならびに「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」を廃止させてい

ただきたいというもので、ご質問がありましたけれども、町長のお言葉の中に、今回、「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」につきましての提案説明の中で、特にこのことについては、先ほど申しました「竜王町産業振興条例」に代わるものだというふうなご説明をしていただいたところでございます。

それから、ご質問の中に補助金適正化法との関係で、第3条第1項の中に3つの要件がございます。それから、第10条ではそれについて要件を欠くときとか、いろいろ要件に違反した時の記述がございます。実は、先ほど申しましたように、「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」につきましては、この中で10年間、それから返還等のお話があったわけでございますけれども、特にこの条例につきましては、議員ご高尚のとおり、地方税法の改正があったというふうなこともございました。それが昨年度はございまして、その関係もございまして、今回この廃止をさせていただきたいということでございます。

それから、当然、事業者につきましては今後10年におきましても事業を行うということで計画があるようでございますけれども、その辺の、行政の方から当然この条例に関して廃止をさせていただきたいというふうなことから、特にこの3条要件ならびに10条要件でございますけれども、行政といたしましてこの条例を廃止する中でさせていただきたいということから、補助金適正化法の関係とおっしゃいましたけれども、これについては当然、該当しないというふうな考え方をしております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 町長が話をされたのは、この「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」を廃止するところの提案説明の中で、「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」をつくるから、そちらの方ができたので、こちらは廃止するのですというふうに言われたのです。提案の当初の口述書はありませんか。

今、小西産業建設主監は、「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」を制定するのについては、「竜王町産業振興条例」を踏襲するのだということをおっしゃったというふうにおっしゃっていたのですけれども、そういうことではなくて、「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」との関係をおっしゃっているのです。これは何度も聞いたのです。今日も冒頭聞きましたけれども、「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」と「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」との関係は、誰も何もおっしゃらないのです。全協でも聞きましたし、ここでも聞きましたけれども、その関係はおっしゃらない。ところが、町長はその関係だとい

うふうにおっしゃるもので、どうなんですかと聞いたのです。

もう1つおっしゃっています、廃止を提案されているのは分かっていますよ。でも、今は廃止されていないわけですから、今の時点で10年間事業をしますよというのは、これは生きていると思うのです。地方税法の改正で言っているのは、奨励金をあげてはだめですよということを言っているのであって、過去にあげた奨励金に対して、10年間ここで事業しなければいけないという拘束があるこの条例は、今は生きているわけですよ。生きているうふうに判断するのかどうかということですよ。

この条例をなくしてしまうと、もう即座に4億5,000万円ほど竜王町からもらったお金を持って逃げていかれるということになりますからね。それは4億5,000万円ももらったのだから、10年間協力してくださいよという条例だったのです、この条例は。この条例をなくしてしまうと、もう逃げても構わない、ここにいなくても構わないということになるから、そうしたら、その条例を最初つくった時の目的は達成されないではないかと。それももちろん限定ですよ、地方税法の改正でできない部分は当然あるのですけれども、生きている部分も消してしまうことになるのはいかななものかなと、こう思っているということで、どう思いますかというふうに聞いているのです。その辺をお答えください。

**○議長（寺島健一）** 川部総務政策主監。

**○総務政策主監（川部治夫）** ただいま若井議員さんの再問の関係で、当初、町長が提案当日に提案をさせていただきました提案理由の中に、今回の「竜王町企業誘致特別措置に関する条例」を廃止する中で、特に今回新たに「竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例」を制定することにより、目的を達成することが可能であるということで提案をさせていただいています。

これも先ほど説明がございましたけれども、若干、私の方の、先の全協の中で説明不足であったわけでございますけれども、今回、これも含めて新たに制定をします特別措置の中に、これまでの間のものもそこに盛り込みをさせていただいて、今回廃止させていただくものについては一旦目的を達したということで、今回あわせてこれも提案理由とさせていただきたいと思っておりますので、追加という形でさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどお話しいただきました関係で、特に第3条の関係で10年間の継続をするということでの項目でございますけれども、これにつきましては若井議員さんが平成18年第4回定例会の2日目の時にご質問をいただいている

中で、私の方で、実はこれも同じように若井議員さんより、奨励金の交付申請というのは毎年することになっているが、この事業所は毎年されているのか。また、条例で「その申請から10年間町内で継続した事業を確約できる事業所」というふうになっているわけですがけれども、それがもしできなかつたら返還もあり得るのかと、この辺についてお伺いしたいというご質問をいただいております。

その時、私の方から答弁といたしましては、仮に10年間事業を継続できない場合に返還があるかということでございますけれども、これについては条例の中で第10条の中に、「指定および奨励金の取り消し」という中で、返還に関してはあるけれど、条項といたしましては第3条第1項ということで申し上げた一番最初の「毎年年間1億円以上の町民税が見込まれる事業所」ということで、このことが要件を欠ければ返還ないし取り消しということになっておりますけれども、今言われています10年間事業が続くという、これに関しましては返還という要件には入っておりませんということで、あくまで返還等については第3条の「1億円以上の町民税が見込まれること」の判断ということで、「10年間」はこの返還の中に該当しておりませんということで回答申し上げますので、今もその見解には変わりございませんので、あくまでこの「10年間」につきましては、今回、私どもの方で廃止をさせていただくということで、私ども方の要件によってになりますので、このたびは事業所さんの要件で返還を求めるということは、できないと思っております。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** もう1回お伺いしますが、返還の要件が、10年以上ここで事業をするということについては、その返還の理由にはなっていないとおっしゃるわけですか。ちょっとそれをもう1回確認します。

条例を制定する時の条例の中身というのは、やはり私たちがきちんと見ていけないといけないと思っておりますので、そもそも「企業誘致特別措置に関する条例」については、「産業振興にかかる特別措置に関する条例」との関連性もあるのだということで、全員協議会での説明ですとか、当初この冒頭に質問したことに対しても訂正をするというふうにおっしゃっていただきましたけど、提案したのは町長なんですから、やはり町長自身が訂正されないと、周りの人が、原稿をつくった人なのかどうかは知りませんが、それはやはり修正となつたら町長の方からちゃんと正してください。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんのご質問でございますけども、議第16号では、「企業の新たな進出に対して特別措置を講じることにより、まちづくりの推進を図ってまいりましたが、新たに竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例を制定することにより目的を達することが可能となるため、竜王町産業振興条例とともに廃止をするものでございます」という提案理由を申し上げたところでございます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第13 議第16号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第13 議第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議第17号 竜王町産業振興条例を廃止する条例

○議長（寺島健一） 日程第14 議第17号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第14 議第17号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第14 議第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 15 議第 18 号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第 15 議第 18 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第 15 議第 18 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第 15 議第 18 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 16 議第 19 号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第 16 議第 19 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第 16 議第 19 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第 16 議第 19 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 17 議第 20 号 平成 22 年度竜王町一般会計補正予算（第 5 号）**

○議長（寺島健一） 日程第 17 議第 20 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。8 番、若井敏子議員。

○8 番（若井敏子） 竜王町一般会計の補正予算について、質問をします。

説明書の4ページにあります町たばこ税の収入ですが、平成21年度のたばこ税に関する県への納付は、ここにはたばこ税の税収の方が書かれているわけですが、平成21年度分については、たばこ税も県への納付がまだあるのかなと思っているわけですが、それが21年度にどれだけ県への納付がされたのかということと、21年度分に対しての県への納付は22年にされるものだと思うのですが、それがいくらなのかということと、今回の税収について県へ納付を行う必要はないのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいまの若井敏子議員さんの質問にお答えをいたします。

たばこ税の収入にかかります県への納付額ということでございますが、21年度につきましては624万3,000円でございます。22年度につきましては1,807万8,000円、このあと22年度、本年度の収入を見込みまして、かかる分につきましては来年度になりますが、1億2,000万円余りの納付額が見込まれるということでございます。以上でございます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第17 議第20号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 議第21号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第4号）**

○議長（寺島健一） 日程第18 議第21号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第18 議第21号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第18 議第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第19 議第22号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
補正予算（第2号）**

○議長（寺島健一） 日程第19 議第22号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第19 議第22号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第19 議第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第20 議第23号 平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）**

○議長（寺島健一） 日程第20 議第23号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第20 議第23号を原案のとおり決すること

に賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第20 議第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議第24号 平成22年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（寺島健一） 日程第21 議第24号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第21 議第24号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第21 議第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議第25号 平成22年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺島健一） 日程第22 議第25号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第22 議第25号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第22 議第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 3 議第 2 6 号 平成 2 2 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 3 号）**

○議長（寺島健一） 日程第 2 3 議第 2 6 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 2 3 議第 2 6 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第 2 3 議第 2 6 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 4 議第 2 7 号 平成 2 3 年度竜王町一般会計予算**

**日程第 2 5 議第 2 8 号 平成 2 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算**

**日程第 2 6 議第 2 9 号 平成 2 3 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
予算**

**日程第 2 7 議第 3 0 号 平成 2 3 年度竜王町学校給食事業特別会計予算**

**日程第 2 8 議第 3 1 号 平成 2 3 年度竜王町下水道事業特別会計予算**

**日程第 2 9 議第 3 2 号 平成 2 3 年度竜王町介護保険特別会計予算**

**日程第 3 0 議第 3 3 号 平成 2 3 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算**

**日程第 3 1 議第 3 4 号 平成 2 3 年度竜王町水道事業会計予算**

○議長（寺島健一） 日程第 2 4 議第 2 7 号から日程第 3 1 議第 3 4 号までの 8 議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。8 番、若井敏子議員。

○8 番（若井敏子） 議第 2 7 号、平成 2 3 年度竜王町一般会計予算について、3 点の質問をします。

まず 1 点目ですが、一般会計予算の説明書 8 1 ページに、プレミアム商品券発行事業補助金 3 0 0 万円が計上されています。この商品券発行による地域経済への波及効果をどのように見ておられるのかをお伺いしたいと思います。

かつて住宅リフォーム助成制度の導入を提案しました際に、「このプレミアム商品券の活用で」と答弁されています。それでは、実際にこのプレミアム商品券を活用して住宅リフォームが行われたという実態をご存知なのかについて、お伺いをしたいと思います。

次に、小学校と中学校で今年も学力テスト実施業務委託料が計上されています。私は、学力テストの実施は子どもたちをテスト漬けにして苦しめることになり、学力向上にはつながらないと考えています。文部科学省の概算要求では、2011年度の学力テストは教科の数を増やすということで、その準備費用が盛り込まれていました。そこで、今回提出の一般会計予算はどのような学力テストを実施するご予定なのかについて、計画をお伺いします。

3点目に、平成22年度までは「まちづくり交付金」を活用して公民館の改修、そのほかいろいろな事業を取り組んでこられましたけれども、その交付金は平成22年度で終了し、今度は「社会資本整備総合交付金」という新たな交付金制度がつくられたと聞いています。この交付金もまちづくり交付金と同様の補助率であるとのことですが、町はこの補助金を都市計画費補助金・土木費補助金として歳入に計上されております。どのような事業を何年計画で実施されるのか、具体的な内容についてお伺いをします。以上、3点よろしくお伺いします。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後2時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時03分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** 若井敏子議員さんから、プレミアム商品券の300万円につきましてご質問いただいたところでございます。今年度（平成22年度）300万円でプレミアム商品券をさせていただき、それらにつきましてのリフォームが何件されたかという形のご質問だと思うわけでございます。

平成22年度のプレミアム商品券につきましては、総額で約1,610万2,000円の回収がされているところでございます。これらは各町民さんが使われた分につきましての投資額というようにご理解していただければと思います。

その中におきまして、プレミアム商品券でのリフォームにつきましては、3件が利用される中におきまして実施していただいているという実績でございますので、よろしくお伺いいたします。以上、ご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 若井議員さんご質問の学力テストについて、ご説明をいたします。

竜王町が実施しております学力テストは、「つまずき診断テスト」という名称で実施しております。民間の目標に準拠した標準化されたテストを用いて、客観的に子どもたちが学習指導要領に準拠した学力にどれぐらい達しているか、そのことを客観的に見るためのテストでございます。そのことをもちまして、担任をはじめとして学校が授業改善に役立てていく。あわせて個票というものを返していく中で、子どもたち自身あるいは保護者が自分の個々の、一人ひとりの得意なところとか課題となっている部分を見つけていく。そのことを担任と話をしていく中で克服していく。そういうふうな手立てとして利用しているものでございます。

来年度につきましては、小学校においては学年を拡大して小学校2年生から、中学におきましては、国語・数学に加えまして理科を追加して実施していく予定でございます。その結果、今まで「つまずき診断テスト」を実施していく中で、小学校、それから中学校におきましても確実に学力向上に役立てて、そのことについて職員一同、努力していく弾みとして成果をあげているというふうに考えております。以上、お答えといたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 若井議員さんから質問がございました3つ目でございますけれども、社会資本整備総合交付金事業のどの事業に使うかということでございますけれども、平成23年度竜王町一般会計歳入歳出予算に関する説明書の13ページに書かせていただいておりますとおり、都市計画費の補助金といたしまして、耐震診断派遣員の事業、それから耐震改修に関する補助金、それと民間アスベスト含有調査事業の補助金ということでございます。

さらに、都市再生整備計画事業といたしまして、これにつきましては今までまちづくり交付金事業ということで、公共交通対策調査事業、それからまちづくり研修事業、タウンセンターデザインの策定事業でございます。

それと、土木費補助の中で道路改築ということで、松陽台安養寺線の部分でございます。

それと、橋梁長寿命化改修計画の調査業務の部分でございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** それぞれで再質問したいのですけれども、プレミアム商品券の件については、300万円の予算が計上されているわけで、もちろん券そのものをつくったりという費用もあるのかなと思うのですけれども、1,610万2,000円回収したというのはどういう意味なのか、ちょっとよく分からないので、300万円投資したものがどういう形で波及したのかというふうに言ってもら方が分かりやすいのかなと思うので、その辺をお願いしたいのと、それから、学力テストについて言うと、つまずき診断テストというのはよく聞くことなんですけれども、つまずき診断テストが全国で行われている学力テストと同等のもの、あるいは竜王町としては置き換えているということなのか。一般に言われている学力テストはしていないということなのか。その辺について教えていただきたいと思います。

次に、社会資本整備総合交付金に関してですけれども、実は1月28日に国会でこのことについての質問をしております、その中で、今、全国で住宅リフォーム助成制度が非常に広がってしまっていて、3月4日の新聞にも近江八幡市の住宅リフォームのことがデカデカと載っていたのですけれども、秋田県などはもう県を挙げてそういう事業に取り組んでいるとかという話もあって、住宅リフォーム助成をするのに、この補助金を使ったらいいということを菅総理大臣が国会で答弁しているのです。それで、何回も住宅リフォーム助成の制度をつくってほしいということをお願いしているのですが、なかなか実現しなくて、この交付金を使えば45%ですか、出しますという話でしたので、ぜひこれを活用してくださいというふうにわざわざ総理大臣が言っているのに、それが使えないものなのかなと思って、主監には話はしていたのですけれども、この交付金を使って住宅リフォーム助成制度をつくるということは、何かできないような問題があるのでしょうか。できるように考えていただくということはどうなのかなと思って、質問しておきます。

**○議長（寺島健一）** 井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** 若井敏子議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

プレミアム商品券につきましては、300万円の事業を持つ中におきまして、町内の商工業を営んでおられる方に配付する中、また、使用していただくにつきましては町民の皆さんに消費いただくという形で、発行枚数につきましては2,700セット販売させていただいたところでございます。

これらにつきまして完売する中におきまして、最終的に使っていただけたという枚数につきましては、枚数にしまして3万2,204枚でございます。これらを計算しますと、回収という形で言わせていただきましたのは、これらを使用していただいた方の金額という形でご理解していただきたい。発行枚数に対しまして約9割の回収をさせていただき、それらにつきまして皆様に使用していただいたという部分でございます。

それと、商品券の取扱店につきましては、竜王町につきましては62店舗におきまして取り扱いをしていただいたところでございます。よろしく願いいたしまして、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 富長学務課長。

**○学務課長（富長宗生）** 若井議員さんの再質問にお答えいたします。

つまずき診断テストは、全国学力学習状況テストと違うのかというふうに言われますと、違うというふうなことになります。全国学力学習状況テストは同じ教科、例えば国語・算数・数学の中でA問題とB問題に分かれて、B問題は応用的な問題、PISA等の学力のテストを踏まえてリテラシー的な読解力とか、そういうふうなものが求められている。そういうものを見ていく問題が主になってございます。

つまずき診断テストは、民間のテストを活用しておりますが、目標に準拠したテストでございます。大まかに標準テストというのは2種類ございまして、人数によって順位を競う相対的な評価のものと、目標に準拠した全体的な評価のもとで行うテストと2種類ございます。

つまずき診断テストとして活用しているのは、全体評価に基づいて学習指導要領の中身が子どもたちに身につけているのかどうかを見ていくテストでございます。

全国学力学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生に実施するもので、そこで分析結果が出たとしても、中学校3年生の子どもたちはもう間もなく卒業してしまいます。小学校も中学校の方に行ってしまいます。そのことを活かすことがなかなか学校として十分にできない。そのことから、町の方でつまずき診断テストを実施していく中で、分析を通して、どのように子どもたち一人ひとりに力をつけてあげることができるのか、そのことを見るために実施しているテストでございます。以上、お答えいたします。

**○議長（寺島健一）** 小西産業建設主監。

**○産業建設主監（小西久次）** 若井議員さんから、社会資本整備総合交付金の関係で  
ご質問いただきました。その中で、住宅リフォームをなぜ社会資本整備総合交付  
金にしないかということでございますけれども、このことにつきましては、議員  
ご高尚のように、1月28日の参議院本会議で代表質問の中で、住宅リフォーム  
の制度に関しまして国の支援が求められました。その中で菅首相は、社会資本整  
備総合交付金を活用することができて、今後このような取り組みを支援していく  
というふうな答弁がされております。それをもちまして、議員からご意見いただ  
きまして調査等もさせていただいたわけでございます。

しかしながら、基本的にこの住宅リフォームにつきましては、以前の保証金制  
度というのが社会資本整備総合交付金ということで活用されまして、平成22年  
度から予算額が約2兆円でされているという状況でございます。

そうしたら、どういうふうな状況になるのかということでございますけれども、  
実は住宅分野につきましては基本的に、先ほど建設水道課長が申しましたように、  
例えば耐震とか、それから従来の道路交付金とかあったわけでございますけれど  
も、耐震等がベースにございまして、特に住宅リフォームにつきましては、以前、  
竜王町でも一昨年、単独でやらせていただいたわけでございますけれども、特に  
住宅リフォームにつきましても3年から5年の計画を立てて、計画期間を持って  
やっていくと。その中で基本的には、例えば耐震をするために公営住宅があるど  
か、それから高齢者住宅等を持っておられるところが基本的にされておるとい  
うことでございます。その中で基幹事業と、それから提案事業というのをしなけれ  
ばならないというところでございます。

滋賀県では、その制度を活用されているところについては22年度ではござい  
ません。議員ご質問のありました隣の市では、単独費をもってされているとい  
うこともお聞きしております。そういうようなところから、特にリフォームにつ  
いてはなかなかその事業化が難しいということでお聞きしておりますので、今のと  
ころ私どもも県の住宅課の方へ問い合わせをする中で、もう少し詳しい中で考え  
ているわけでございますけれども、現在の段階としてはそういうふうな状況でご  
ざいます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** プレミアム商品券のことが、どうもイメージとしてよく分から  
ないのです。300万円のお金を投資して、それがいくらの商品券に変わって、  
90%はけたというのか、使われたとかいうことなのかなと思うのですが、その

辺がよく分からないので、もう少し分かりやすく教えてほしいなというのがあります。

それとプレミアム商品券、今度平和堂ができましたけれども、今年の発行については、平和堂での利用についてはどういうふうを考えているのかというのを伺いしておきたいと思います。

学力テストですけれども、ここに予算化されています学力テストの予算というのは、つまりき診断テストの予算だということなんですか。これは私のイメージとは全然違いましたので、国がやっている学力テストを同じように竜王町はやっているのかなと思っていたのですが、そういうことではないのですね。分かりました。

それから、社会資本整備総合交付金というのは、あんな形で国会で答弁されたので、飛びつきたくなるというのか、実は隣のまちも飛びついておられて、「詳しく調べてみてよ」みたいな話だったので、川部総務政策主監にもしゃべっていたのですけれども、うまく活用できるものなら、またそういう形での利用もぜひ検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** プレミアム商品券の部分につきまして、お答えさせていただきます。

プレミアム商品券につきましては、1セット6,000円で作る中におきまして、1,000円分につきまして助成を打つというような形でさせていただいているところでございます。これらにつきまして2,700セット完売をさせていただき、うち回収につきましては、先ほど申しました3万2,204枚の回収を得たところでございます。先ほど申しましたように、6,000円のうち1,000円につきまして補助を打つ中において実施していただいたと。

また、300万円のうちにつきましては、広報宣伝費、商工会さんの部分につきましてPR、またチラシ等もその中からさせていただいているという状況でございます。

それと、平成23年度のプレミアム商品券の取扱店につきましては、平和堂さんが開店したこともございます。これらにつきましては、商工会と協議する中におきまして今後詰めさせていただきたい。また、その中におきまして取り扱いきる事業所等も、また今後拡大もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上、ご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** ほかに質疑があろうかと存じますが、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第24 議第27号については、6人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また、日程第25 議第28号から日程第31 議第34号までの7議案については、6人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ご異議なしと認めます。よって、日程第24 議第27号については、6人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また、日程第25 議第28号から日程第31 議第34号までの7議案については、6人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ご異議なしと認めます。それでは指名いたします。

予算第1特別委員会委員に、1番 蔵口嘉寿男議員、3番 圖司重夫議員、5番 山田義明議員、10番 小森重剛議員、11番 大橋弘議員、12番 寺島健一を指名いたします。

次に、予算第2特別委員会委員に、2番 貴多正幸議員、4番 村田通男議員、6番 山添勝之議員、7番 菱田三男議員、8番 若井敏子議員、9番 岡山富男議員を指名いたします。

以上のおり指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ご異議なしと認めます。よって、予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

この際申し上げます。午後2時35分まで暫時休憩をいたしますので、予算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、予算第2特別委員会委員の方は第2委員会室へ集合願います。この間に、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際ご報告を申し上げます。

予算第1特別委員会委員長に圖司重夫議員、同副委員長に蔵口嘉寿男議員、予算第2特別委員会委員長に村田通男議員、同副委員長に山添勝之議員が、それぞれ選任されました。よろしく願いいたします。

なお、両特別委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第32 請第1号 「所得税法第56条を廃止し家族従業者の働き分を必要経費として認める意見書」の提出を求める請願書**

○議長（寺島健一） 日程第32 請第1号を議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願書の写しのとおりで、教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたので報告します。なお、教育民生常任委員会は会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後2時40分